



種子島地区広域事務組合監査委員公示第9号

臨時監査（工事監査）の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく臨時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項並びに種子島地区広域事務組合監査委員条例第11条の規定により下記のとおり公示する。

令和8年8月18日

種子島地区広域事務組合代表監査委員 日高 研一



記

1 監査対象

（1）書類監査

令和7年度に工事が完成したもの

（2）実地監査

最終処分場（第2区画）ダンピングシュート（転落防止柵）設置工事

2 監査の期日

（1）書類監査 令和8年8月18日

（2）実地監査 令和8年8月18日

3 監査の手続き

監査の対象となった工事請負契約について、関係法令・条例及び規則に準拠し、事務執行されているか、工事は工期内に完成しているか等について、書類監査及び実地監査をした。

4 監査の結果

令和7年度に完成したした請負工事の書類監査を実施し、また、実地監査した結果、工事施工管理及び契約事務は、適正に執行されていると認めた。